

境港市議会政治倫理条例 新旧対照表 (下線部が改正箇所)

新 (改正案)	旧 (現 行)	参 考
<p>(目的) 第1条 この条例は、境港市議会議員（以下「議員」という。）が、市民の代表として人格と倫理の向上に努め、その地位による影響力を不正に行使して、自己又は特定の者の<u>利益を図り、若しくは他の者の人権を侵害する</u>ことのないよう必要な事項を定めることにより、議員の政治倫理の確立を図り、市民に信頼される公正で民主的な市政の発展に寄与することを目的とする。</p>	<p>(目的) 第1条 この条例は、境港市議会議員（以下「議員」という。）が、市民の代表として人格と倫理の向上に努め、その地位による影響力を不正に行使して、自己又は特定の者の<u>利益を図る</u>ことのないよう必要な事項を定めることにより、議員の政治倫理の確立を図り、市民に信頼される公正で民主的な市政の発展に寄与することを目的とする。</p>	<p>人権侵害の禁止を目的に明示。</p>
<p>(政治倫理基準) 第3条 議員は、次に掲げる政治倫理基準（以下「倫理基準」という。）を遵守しなければならない。 (1)～(6) 略 <u>(7) 議員は、その地位を利用して嫌がらせをし、強制し、又は圧力をかける行為をしてはならない。また、いかなる場合であっても、ハラスメント(他の</u></p>	<p>(政治倫理基準) 第3条 議員は、次に掲げる政治倫理基準（以下「倫理基準」という。）を遵守しなければならない。 (1)～(6) 略</p>	<p>遵守すべき政治倫理基準として、議員の地位を利用しての嫌がらせや強制、圧力をかける行為とハラスメントを含めた人権侵害のおそれのある行為</p>

<u>者が不快に感じる言動、又は行為をいう。) 其他人権侵害のおそれのある行為をしてはならない。</u>		をしないことを規定。
2 省略	2 省略	

附 則

この条例は、公布の日から施行する。